

1 第7期小樽市障害福祉計画・第3期小樽市障害児福祉計画  
の策定について

- |  |      |
|--|------|
| (1) 第7期小樽市障害福祉計画・第3期小樽市<br>障害児福祉計画について(資料2-1)            | P1   |
| (2) 「小樽市障害者計画」と「小樽市障害福祉<br>計画」について(資料2-2)                | P2   |
| (3) 「第7期小樽市障害福祉計画」、「第3期<br>小樽市障害児福祉計画」の策定について<br>(資料2-3) | P3~4 |
| (4) 令和5年度協議会スケジュール(案)<br>(資料2-4)                         | P5   |

## 第 7 期小樽市障害福祉計画・第 3 期小樽市障害児福祉計画について

### 1 第 7 期小樽市障害福祉計画の趣旨、考え方

- (1) 「小樽市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保並びに法律に基づく業務が円滑に実施されるようにするための実施計画として定める計画です。
- (2) 「小樽市障害福祉計画」は、3 年を 1 期として作成し 3 年ごとに見直すこととされており、第 7 期障害福祉計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に計画期間として本年度中に作成するものであり、第 6 期計画の実施状況や、地域におけるニーズ等を踏まえ、3 年間のサービス量の見込等について定めるものです。
- (3) 利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。

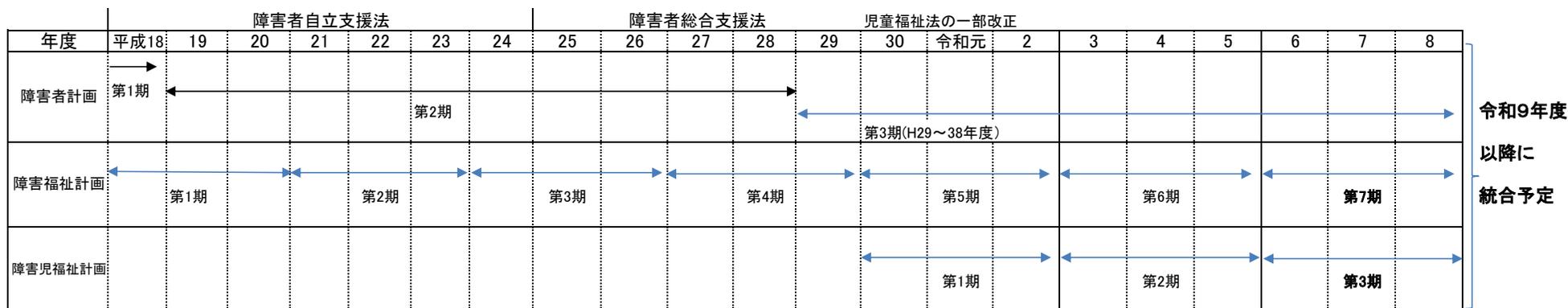
### 2 第 3 期小樽市障害児福祉計画の趣旨、考え方

- (1) 「小樽市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、地域における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施のための基本的事項等について定める計画です。
- (2) 平成 28 年の児童福祉法の一部改正により、市町村は障害児福祉計画の策定が努力義務とされ、併せて障害福祉計画と一体のものとして作成することができることになりました。
- (3) 「障害児福祉計画」は、3 年を 1 期として作成し 3 年ごとに見直すこととされており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に計画期間として作成するものです。
- (4) 障害児通所支援等の利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。

# 「小樽市障害者計画」と「小樽市障害福祉計画」について

- 障害者計画とは・・・（内閣府所管。根拠規定：障害者基本法第11条第3項） 障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画  
(計画期間：10年)
- 障害福祉計画とは・・・（厚生労働省所管。根拠規定：障害者総合支援法第88条第1項） 障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画  
(計画期間：3年)

## ○計画の策定状況



第1期障害福祉計画期間	第2期障害福祉計画期間	第3期障害福祉計画期間	第4期障害福祉計画期間	第5期障害福祉計画期間 第1期障害児福祉計画期間	第6期障害福祉計画期間 第2期障害児福祉計画期間	第7期障害福祉計画期間 第3期障害児福祉計画期間
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法や児童福祉法の一部改正等を踏まえ、平成32年度を目標として第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体のものとして作成	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、令和5年度を目標として第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画を一体のものとして作成	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、令和8年度を目標として第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を一体のものとして作成
・新体系への移行	・新体系への移行	・新体系への移行完了 ・相談支援体制の充実(協議会の法定化) (サービス等利用計画の作成) ・児童福祉法の一部改正	・権利擁護の推進(差別解消法の施行) ・地域生活の支援(地域生活支援拠点の整備)	・地域における生活の維持及び継続の推進 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・就労定着に向けた支援 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・地域共生社会の実現に向けた取組	・地域における生活の維持及び継続の推進 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・福祉施設から一般就労への移行 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ・発達障害者等支援の一層の充実 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・障害福祉サービスの質の確保に関すること ・障害福祉人材の確保に関すること	・福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域生活支援の充実 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・障害児支援の提供体制の整備等 ・相談支援体制の充実・強化等 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 「第7期小樽市障害福祉計画」、「第3期小樽市障害児福祉計画」の策定について

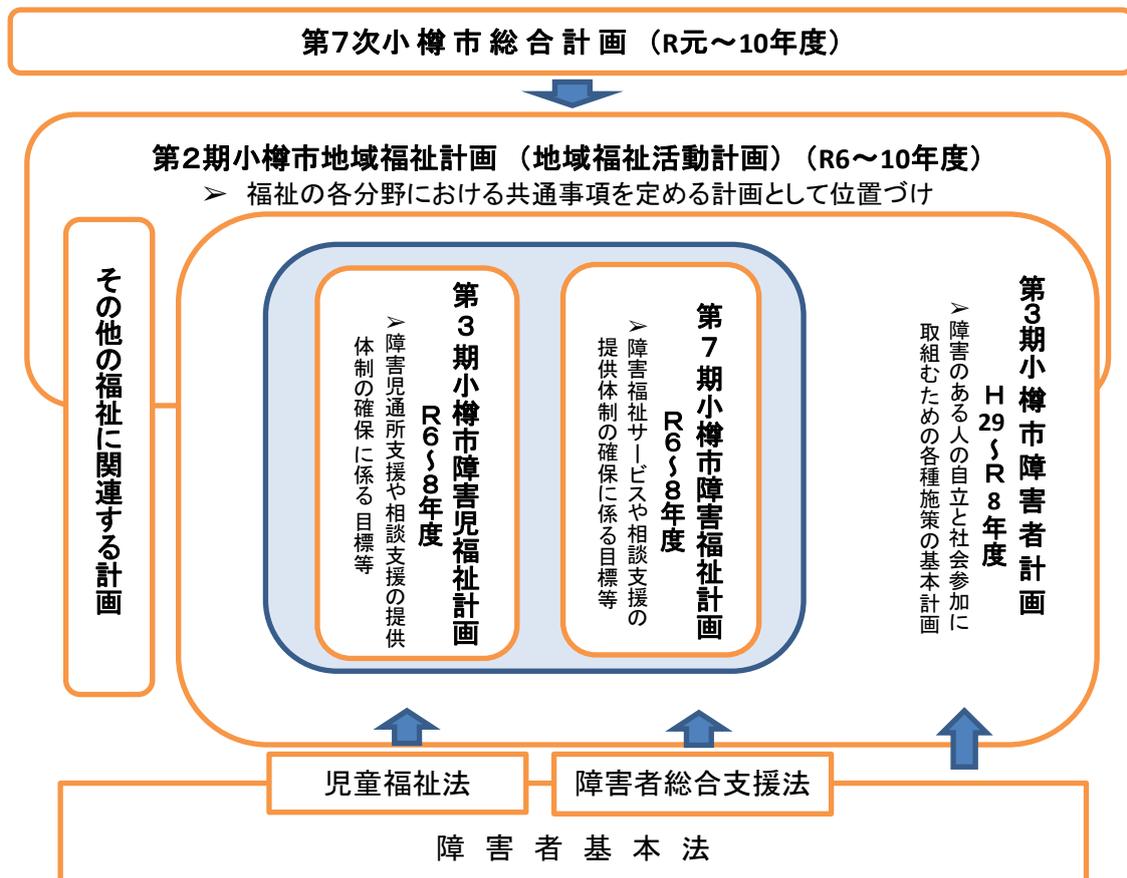
## 1 概要

	第7期小樽市障害福祉計画	第3期小樽市障害児福祉計画
根拠規定	障害者総合支援法(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
内容	障害のある人(児童)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画	
期間	3年を1期として作成 (令和6～8年度) ※平成18年度から都道府県及び市町村において3年毎に策定	3年を1期として作成 (令和6～8年度) ※児童福祉法の一部改正(H30.4.1施行)により、都道府県及び市町村に策定が義務付けられ3年毎に策定

## 2 計画策定に係る国の基本的理念

- 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者の社会参加を支える取組

## 3 関連計画との位置づけ



#### 4 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 関係機関との連携に関する事項

#### 5 検討体制

「小樽市障がい児・者支援協議会」での検討(障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき設置)

##### (1) 構成団体

小樽市中心部、東南部、北西部、南部各地域包括支援センター  
小樽公共職業安定所  
小樽身体障害者福祉協会  
小樽市社会福祉協議会  
小樽市民生児童委員協議会  
小樽後志LD・発達障害児者親の会「ぽてとの会」  
小樽こもれび家族会  
小樽手をつなぐ育成会  
障害者支援施設 など

##### (2) 協議会の各部会での検討

- ・こども支援部会・・・障害児の支援体制など
- ・就労支援部会・・・就労支援に係る取組など
- ・地域生活サポート部会・・・障がい者が地域で安心して暮らすことができるためのサポート体制など
- ・福祉いどばた部会・・・権利擁護の推進、共生社会の実現に向けた取組など

#### 6 スケジュール

5月中旬	国による『障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針』告示
5月下旬	部内、関係各部課かい長への説明
5月29日	第1回小樽市障がい児・者支援協議会(策定スケジュール確認)
6月下旬	第2回定例会 厚生常任委員会報告(策定スケジュール)
7月～10月	計画策定に向け当事者・事業所等の意見聴取、各部会による文言・成果目標等の検討
11月	第2回小樽市障がい児・者支援協議会(計画素案の協議)
12月中旬	第4回定例会 厚生常任委員会報告(計画素案の提示)
1月上旬	パブリックコメント実施
2月	第3回小樽市障がい児・者支援協議会(計画案の協議)
3月中旬	第1回定例会 厚生常任委員会報告(計画提示)
3月下旬	計画策定 市ホームページによる公表

## 令和 5 年度協議会スケジュール (案)

令和 5 年 5 月 2 9 日	令和 5 年度第 1 回小樽市障がい児・者支援協議会の開催 (計画策定の趣旨等説明)
7 ~ 1 0 月	各部会による計画に盛り込む成果目標等の検討
1 1 月	令和 5 年度第 2 回小樽市障がい児・者支援協議会開催 (計画素案の協議)
1 2 月	協議会の意見を踏まえた計画案の作成
令和 6 年 1 月	パブリックコメント実施
2 月	令和 5 年度第 3 回小樽市障がい児・者支援協議会開催 (最終案の協議)
3 月	議会 (厚生常任委員会) 報告、公表